千葉県環境基本計画（案）に対する意見と県の考え方

		御意見の概要	県の考え方
第２章「計画の目標」			
1	P5	「世界の全ての国と地域が参加し、「パリ協定」が 2016 年 11 月に発効」の表現は、例えば、「条約に加盟する全ての～」又は「全ての国と地域が参加する枠組みとして」などと表現してはどうか。	正確な表現にするため、御指摘のとおり「全ての国と地域が参加する枠組みとして、「パリ協定」が 2016 年 11 月に発効」に修正しました。
2	P9 P10	「保全」を「保全・再生」としてはどうか。基本的な考え方として P12 で「保全・再生」としているのであるから、目標においてもより積極的な姿勢として「自然環境の再生」も加えるべきと考える。	御意見を踏まえ、修正しました。
第４章第１節「２　省エネルギーの促進」			
3	P22	指標の「基準年度」が 2014 年度となっているが、国の 2030 年度の目標は 2013 年度基準となっていることから、国の目標と整合する必要はないのか。	千葉県地球温暖化対策実行計画では、2030 年度の取組目標について、主体ごとに 2013 年度を基準とした単位当たりエネルギー消費量等の削減率で設定しており、本指標については、同計画と整合を図るため、現況の欄を基準年度である 2013 年度のエネルギー消費量等の数値に修正しました。なお、2013 年度のエネルギー消費量について 2019 年 1 月時点の最新の数値を用いて再計算したことに伴い、目標値を一部修正しました。 また、県における地球温暖化対策に係る取組目標については、県が独自に設定しているものであり、国の目標削減率と一致するものではありません。
第４章第１節「３　温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進」			
4	P23	集約型の都市づくりによりエネルギーの面的利用、コジェネレーションの排熱利用等のエネルギーの有効活用を容易にし、低炭素化に有効な施策と考えることから、主な取組「コンパクトなまちづくりの促進」に賛同する。	御賛同いただき、ありがとうございます。

	5	P25	主な取組「市町村の取組支援」に「さらに、エネファームをはじめ、ＨＥＭＳや家庭用蓄電池などの省エネルギー設備等の県民による導入を支援します」を追記することを提案する。	県では、現在、県民がエネファームや家庭用蓄電池等を設置する場合の補助を市町村と連携して行っていますが、当該施策については、市町村支援を目的とするものではなく、家庭における省エネルギー等の促進を目的とするものであるため、原案のとおりとします。
第４章第３節「３　地域の特性に応じた環境の保全」				
	6	P49	計画の進捗を表す指標における農用地面積の目標は「・・ha 以上」と表現すべきではないか。農用地の保全をうたっておきながら、現況より目標の数値が小さく、「減少を容認」するのみならず「減少させることが目標」とさえとられかねない。	御意見を踏まえ、修正しました。
第４章第４節「２　特定外来生物の早期防除」				
	7	P54	外来生物の防除実施計画について、当初の策定年月が記されているが、最新の改定年月も記すべきではないか。他の計画では改定年月を表記しているものもあり、また、例えばカミツキガメの防除計画などは 29 年 3 月の改訂で、単なる対策期間の延長だけでなく、内容も大幅に見直されている。	御意見を踏まえ、修正しました。
第４章第５節「１　良好な大気環境の確保」				
	8	P58	主な取組「低公害車の普及促進」で、低公害車に該当する自動車を明記した方がわかりやすく、県民の具体的な行動につながっていくと思うことから、低公害車の定義を注記することを提案する。	環境保全条例における低公害車とは、電気自動車、燃料電池自動車又は窒素酸化物、粒子状物質等の排出量が相当程度少ない自動車で国の認定又は県の指定を受けた自動車と定義されています。 また、国の認定又は県の指定を受けた自動車には、現在、一部のガソリン・LPG 自動車、ディーゼル自動車のほか、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、メタノール自動車も含まれています。 本文の表記については、御意見を踏まえ、低公害車に該当する自動車をわかりやすくするため、「・・・県民及び事業者に電気自動車、燃料電池自動車を含む九都県市指定低公害車などの低公害車・・・」と修正しました。

第４章第５節「２　良好な水環境の保全」			
9	P65	印旛沼流域水循環健全化計画について、改定年月を入れるべきである。列記されている他計画には改定年月が記されているが、前出の計画は 2017 年３月に改訂されているにもかかわらず記載がない。	御意見を踏まえ、修正しました。
第４章第６節「４　災害時等における環境問題への対応」			
10	P87 ～ P89	千葉県国土強靭化地域計画の趣旨に沿った内容となっており、環境施策を進める上でも重要なものと考えることから、施策に賛同する。	御賛同いただき、ありがとうございます。
11	P88	「関連する個別計画」で、災害時に環境に影響を与える要因となりうるため、「千葉県広域火葬計画」を追記することを提案する。	当該施策は、平成 30 年３月に千葉県災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえて新設した施策であり、災害に伴い発生する災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理について記載しています。このため、「関連する個別計画」は、同計画で関連計画として位置付けた計画を記載していることから、原案のとおりとします。
第５章第２節「５　各主体に求められる取組」			
12	P92	「省エネルギーが正味ゼロとなる」は、「エネルギー消費が正味ゼロとなる」などの表現に改めるべきと考えられる。	御意見を踏まえ、「年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる」に修正しました。
13	P99	「殺虫剤、除草剤等を適正に使用する」の表現では、「使用」が強調され推奨しているともとられかねない。せめて「～は適正に～」又は「～の使用に当たっては適正に～」など、「適正に」を強調する表現とすべきである。	「道路の植栽帯や公共施設の敷地においては、できるだけ殺虫剤、除草剤等に頼らない管理に努め、やむを得ずこれらを散布する場合は、必要最小限の部位や区域にとどめる」と修正しました。
14	―	県が取り組むべき内容を記載することを提案する。また、県の取組として、「千葉県地球温暖化対策実行計画」の改定も行うことを記載することを提案する。	第４章の各項目において、県の取組について既に記載しており、第５章第２節の「４　県の役割」においても、県として環境基本計画が示す方向性に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進すると記載していることから、原案のとおりとします。 なお、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定については、当該計画において、国の計画見直しや国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機動的に計画の見直しを行う旨を記載しているところです。

				また、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編：千葉県庁エコオフィスプラン）」については、国の地球温暖化対策計画に即して改定することを検討しているところです。
その他				
	15	P4 P11 P15	「脱炭素」が使われているのが３カ所だけなので、特段の理由がない限り「低炭素」として統一した方が理解しやすい。	世界や国においては、長期的な方向性として、「脱炭素社会」が打ち出されており、「脱炭素」という言葉については、いずれもその考え方から引用しているものです。計画期間内を意識した「低炭素」とは区別して用いており、原案のとおりとしました。